平成２０年３月

市　民　の　皆　様　へ

健　康　部　長

中国産冷凍ギョーザによる健康被害について

今回の中国産冷凍ギョーザ中毒事件では、被害に遭われた女性とご家族に対し不快な思いをさせたことについて、心からお詫び申し上げます。

また、青葉病院と保健所との連携が必ずしも十分でなかったことや、保健所の休日・夜間等の連絡体制、相談等に対する対応についても不十分な面がありましたことを深く反省しております。

今後、本市におきましても、食品の監視体制の強化を図り、食の安全・安心の確保に努めて参ります。

（１） 事件の概要

① １２月２８日夜に被害者の方が中国産冷凍餃子を喫食後、食中毒様症状を呈し、青葉病院に入院（翌日退院）されたとの届出が、１月４日に被害者の方から千葉市保健所にありました。

② 千葉市保健所では、医師の食中毒の届出がなかったこと、ちばコープから他の同様の苦情等の報告がなかったことなどから有症苦情事例として取り扱い、被害者の方が持参したギョーザは受け取りませんでした。

③ １月３０日に厚生労働省より「千葉県、兵庫県で同一冷凍食品を原因とする食中毒事例が発生した」との報告を受け、ジェイティフーズ（株）が輸入した中国産冷凍餃子を原因とする食中毒と断定しました。

１月４日の段階で、保健所が被害に遭われた方のギョーザを受け取らなかった理由についてですが、関東近県で２５万点販売しているが他に発症事例がなかったとの報告がちばコープからあったこと、未調理のギョーザを既にちばコープが検査を依頼していたこと、また、調理後かなりの時間（日数）が経過しており、細菌数等を検査しても正確な数値が得られないこと等があります。しかしながら、ギョーザを受けとらなかったことは、保健所の対応において配慮が足りなかったと反省いたしております。

（２）今後の対策

① 市民の方、食品等事業者からの食による健康被害相談や情報に対し、保健所閉庁時でも受けられる体制を整備しました。
② 保健所窓口での対応は、詳細に内容を聞くとともに検査依頼品は保健所で預かり、必要に応じ、検査を実施します。
③ 健康被害者の健康不安を解消するため、必要に応じ、保健師によるケアを実施します。